

# (仮称)松戸市犯罪被害者等支援条例(案)の骨子

## 1. 条例制定の背景

市民の誰もが予期せぬ犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者等となる可能性はあります。犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者等は、犯罪そのものによる直接的な被害をはじめ、精神的にも、経済的にも困難に直面することが多く、十分な支援を受けられず、社会において孤立することも少なくない状況です。

このことに対処するため、国では、犯罪被害者等に対する支援を目的として、平成16年12月に犯罪被害者等基本法が制定され、千葉県においても令和3年3月千葉県犯罪被害者等支援条例が議員提案により制定されました。さらに、令和5年6月には犯罪被害者等施策推進会議において、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」が決定され、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、必要な支援を適時適切に途切れることなく受け取ることができるようにするための取組が明確化され、国をはじめとして、犯罪被害者等支援の強化・拡充が図られています。

各自治体においても、条例を制定して、犯罪被害者等支援に取り組んでいる自治体が増えており、本市としても犯罪被害者等に対し寄り添った施策を講じていくため、「(仮称)松戸市犯罪被害者等支援条例」を制定するものです。

## 2. 条例の目的

犯罪被害者等基本法(平成16年法律161号)の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援施策の基本事項を定め、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることにより、市民等の誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

## 3. 定義

- |            |                                                 |
|------------|-------------------------------------------------|
| (1) 市民等    | 市内に居住、通勤若しくは通学している者及び市内において活動を行っている団体           |
| (2) 犯罪等    | 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為                        |
| (3) 犯罪被害者等 | 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族                         |
| (4) 再被害    | 犯罪等により被害を受けた者が、当該犯罪等の加害者又はその関係者から、犯罪等により再び受ける被害 |
| (5) 二次的被害  | 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又                      |

- は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道関係者による過度な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害
- (6) 関係機関等 国、千葉県、警察その他の地方公共団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するもの

#### 4. 基本理念

- (1) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮します。
- (2) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害したり、再被害及び二次的被害を生じさせたりすることのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮します。
- (3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等各々が自分らしい日常生活又は社会生活を営めるよう、犯罪被害者等が受けた被害の状況、生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行います。
- (4) 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものにします。
- (5) 犯罪被害者等の支援は、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進します。

#### 5. 市、市民等、事業者の責務

##### (1)市の責務

市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定及び実施するものとし、当該施策を円滑に実施することができるよう、関係機関等と連携することとします。

##### (2)市民等の責務

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等に関する支援について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う施策に協力するよう努めるものとし、

##### (3)事業者の責務

- ① 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等に関する支援について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係

機関等が行う施策に協力するよう努めるものとします。

- ② 事業者は、犯罪被害者等である従業員がその被害に係る手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとします。

## 6. 基本的な施策等

### (1) 相談及び情報の提供等

- ① 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに各種手続きをするための総合的な窓口を設置し対応するとともに、関係機関等との連絡及び調整をするものとします。
- ② 市は、犯罪被害者等が直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等支援に精通した弁護士を紹介する等必要な施策を講ずるものとします。

### (2) 安全の確保

市は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な支援を行うものとします。

### (3) 日常生活等の支援

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対し、次に掲げる施策を行うものとします。

- ① 犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金として支援金の支給を行うものとします。
- ② 犯罪等の被害により、日常生活を営むための家事等を行うことが困難となった場合に、家事等にかかる支援その他必要な支援を行うものとします。
- ③ 犯罪等の被害により、従前の住居に居住することが困難となった場合に、居住の安定を図り、又は再被害及び二次的被害を防止するため、市営住宅への入居の配慮及び転居等に要する費用の助成その他必要な支援を行うものとします。
- ④ 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について、事業者の理解を深めるための必要な支援を行うものとします。

### (4) 裁判手続に係る旅費等の支給

市は、犯罪被害者等が、当該犯罪等の被害に係る公判及び民事訴訟の手続に適切に関与できるよう、その旅費等を助成します。

### (5) 総合的支援体制の整備

市は、関係機関等と連携協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことが

できるよう、総合的な支援体制を整備するものとします。

(6) 市民等及び事業者の理解促進

市は、犯罪被害者等の置かれている状況、その生活の平穩に対する配慮の重要性、犯罪被害者等支援の必要性等について市民等及び事業者の理解を深めるよう、広報及び啓発その他必要な施策を講ずるものとします。

(7) 人材の育成

市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材の育成のための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとします。

(8) 民間支援団体への支援

市は、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その活動の促進を図るため、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとします。

(9) 支援の制限

市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができます。

(10) 意見等の反映

市は、犯罪被害者等、犯罪被害者等の支援に関し識見を有する者及び市民等から犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとします。

※(1)②、(3)、(4)の具体的な支援内容や要件については、要綱で定めるものとします。

## 7. 条例制定のスケジュール

令和6年3月定例会において議会へ条例案を提案する予定です。

令和6年4月施行 予定